

熊本学園大学大学院 長期履修制度について

長期履修制度とは、仕事を続けながら大学院に通う社会人などに配慮し、標準修業年限内（修士課程2年、専門職学位課程2年、博士後期課程3年）での履修が困難な場合、修業年限を延長して履修できる制度です。

1 対象者

長期履修の申請をすることができるのは、次の各号のいずれかに該当する人となります。

- (1) 職業等を有し、就業している者
- (2) 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- (3) その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

2 修業年限

長期履修生の修業年限及び最長在学年限は次のとおりです。ただし、休学期間は含めません。

| 課程 | 修業年限 | 最長在学年限 |
|---------|------|--------|
| 修士課程 | 3年 | 5年 |
| 専門職学位課程 | 3年 | 5年 |
| 博士後期課程 | 5年 | 8年 |

3 申請手続

長期履修または長期履修の取消を希望する人は、次のとおり申請手続をしてください。長期履修または長期履修の取消は、原則としてそれぞれ1回を限度とします。ただし、修了予定年次における変更は認めません。

なお、在学中の人が申請する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、申請してください。

(1) 長期履修の申請

①申請時期

入学試験出願時または長期履修開始希望年度の前年度の2月末の指定する期日

②提出書類

i 長期履修申請書

ii 長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）

(2) 長期履修の取消

①申請時期

長期履修の取消を希望する前年度の2月末の指定する期日

②提出書類

i 長期履修取消申請書

ii その他、当該研究科が必要と認める書類

4 許可通知

長期履修または長期履修の取消を希望する事由や研究計画等に基づき審査のうえ、次の時期に通知します。

- (1) 入学時から長期履修生を希望する場合は、入学試験合格発表時
- (2) 在学生在新たに長期履修または長期履修の取消を希望する場合は、開始希望年次の前年度の3月末日まで

5 許可後の修業年限

長期履修または長期履修の取消が許可された場合の修業年限は次のとおりです。

| No. | 変更 | 修業年限 | | |
|-----|--------------|------|---------|--------|
| | | 修士課程 | 専門職学位課程 | 博士後期課程 |
| ① | 入学時から長期履修生 | 3年 | 3年 | 5年 |
| ② | 2年次から長期履修生 | 3年 | 3年 | 5年 |
| ③ | 3年次から長期履修生 | — | — | 5年 |
| ④ | 2年次から長期履修を取消 | 2年 | 2年 | 3年 |
| ⑤ | 3年次から長期履修を取消 | — | — | 3年 |

※修業年限は、入学時を開始基準とします。

6 授業料等納入金

長期履修または長期履修の取消が許可された人は、指定の期日までに別に定める納入金を納めてください。納入金額については、別途お知らせします。

7 注意事項

- (1) 在籍期間中に指導教員が変更になることがあります。
- (2) 長期履修生として入学した場合、教育訓練給付制度の申請はできません。
- (3) 長期履修期間は1年間を単位とします。
- (4) 長期履修生の早期終了（標準修業年限より短い期間での修了）はできません。
- (5) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与において、長期履修に応じた貸与は入学時に申請した場合にのみ適用されます。